

新年度（令和2年4月1日以降）の「教科及び特別活動の週配当時間」について

文部科学省から通知されている新学習指導要領が令和2年度よりスタートします。3・4年で「外国語活動」、5・6年で「外国語」が導入されますが、新年度からの「週当たりの配当時間」が変わるので事前に知らせてほしいという問い合わせを一部の保護者よりいただいております。

正式には、新年度が始まってからお知らせいたしますが、参考にご覧ください。

「教科及び特別活動の週配当時間」（大阪市立真田山小学校 令和2年4月1日以降）

| | 1学年 | 2学年 | 3学年 | 4学年 | 5学年 | 6学年 |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| 月曜 | 5 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 |
| 火曜 | 5 | 5 | 5.5 | 6 | 6 | 6 |
| 水曜 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 木曜 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 金曜 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 週合計 | 25 | 26 | 27.5 | 29 | 29 | 29 |

○火曜日の6時間目の扱いについて

令和元年度 … 月1回、5・6年の委員会活動（4年は学級代表だけ参加）

それ以外の週、4～6年のクラブ活動

令和2年度 … 月1回、5・6年の委員会活動（4年は学級代表だけ参加）

月1回、4～6年のクラブ活動

それ以外の週、3～6年で「総合的な学習の時間」を学習

※火曜日が祝日などでお休みの場合は、翌週にスライドする形で、委員会、クラブを実施

【通常】

第1週目 火曜日6時間目 → 委員会活動（5・6年と4年の学級代表）

第2週目 火曜日6時間目 → クラブ活動（4～6年）

第3週目以降 火曜日6時間目 → 総合的な学習の時間（3～6年）

（例）第1週目の火曜日が祝日の場合



第1週目 火曜日 祝日 → 学校休業

第2週目 火曜日6時間目 → 委員会活動（5・6年と4年の学級代表）

第3週目 火曜日6時間目 → クラブ活動（4～6年）

第4週目以降 火曜日6時間目 → 総合的な学習の時間（3～6年）

※3年は、火曜日、委員会やクラブのある日は5時間授業、ない日は6時間授業となります。

※1・2年は前年度と同じ、4～6年は配当時間は同じですが、火曜6時間目の扱いが変わります。